

成年年齢が、2022年4月から、現行の20歳から18歳に引き下げられます。約140年ぶりに成年の定義が見直されることで、何がかわるのか、私たちの暮らしにどのような影響があるのか、ご紹介します。



\*~\*.....\*~\*

▼△ 18歳から大人に！かわること、かわらないことは？△▼

\*~\*.....\*~\*

●「成年年齢」はいつからかわるの？

明治時代から今日まで約140年間、日本での成年年齢は20歳と民法で定められていました。この民法が改正され、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わります。

これによって、2022年4月1日に18歳、19歳の方は2022年4月1日に新成人となります。

現在、未成年の方は、生年月日によって新成人となる日が、次のようになります。

生年月日 : 新成人となる日・成年年齢

2002年4月1日以前生まれ : 20歳の誕生日・20歳

2002年4月2日～2003年4月1日生まれ : 2022年4月1日・19歳

2003年4月2日～2004年4月1日生まれ : 2022年4月1日・18歳

2004年4月2日以降生まれ : 18歳の誕生日・18歳

近年、選挙権年齢や憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定めるなど、18歳、19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。こうした中で、市民生活に関する基本法である民法でも、18歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされ、成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。なお、世界的にも成年年齢を18歳とするのが主流となっています。

●成年に達すると何がかわる？

成年に達すると、未成年のときと何がかわるのでしょいか。民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになるということです。

◎18歳（成年）になったらできること例えば、「携帯電話を契約する」「一人暮らしの部屋を借りる」「クレジットカードをつくる」「高額な商品を購入したときにローンを組む」といったとき、未成年の場合は親の同意が必要です。しかし、成年に達すると、親の同意がなくても、こうした契約が自分一人ですることができるようになります。

また、親権に服さなくなるため、「自分の住む場所、進学や就職などの進路なども自分の意思で決定できる」ようになります。

さらに、「10年有効のパスポートを取得」したり、「公認会計士や司法書士、行政書士などの資格を取得」したりすることもできるようになります。また、女性が結婚できる最低年齢は16歳から18歳に引き上げられ、結婚できるのは男女ともに18歳以上となります。性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられるようになります。

◎かわらないもの（20歳にならないとできないもの）一方、成年年齢が18歳になっても、

「飲酒」

「喫煙」

「競馬」などの公営競技に関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳です。健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点からです。また、「養子を迎える」「大型・中型自動車運転免許の取得」もこれまで同様20歳にならないとできません。

●一人で契約する際に注意することは？

未成年者の場合、契約には親の同意が必要です。もし、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。

これは、未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしています。成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約できるようになりますが、未成年者取消権は行使できなくなります。

つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙い打ちにする悪質な業者

もいます。

そうした消費者トラブルに遭わないためには、未成年のうちから、契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、その契約が必要かよく検討する力を身につけておくことが重要です。

消費者庁の「18歳から大人」特設ページ

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/consumer\\_education/lower\\_the\\_age\\_of\\_adulthood/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/)では、「18歳から大人」として行動できるよう、関連する情報を紹介しています。特に、未成年の方や成年に達したばかりの方が、社会で一人の大人として生きていく力を身に付けるには、全国の高校での活用を目指している教材「社会への扉」などがおすすめです。

また、消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きてしまった場合の相談窓口として、消費者ホットライン「188（いやや）！」が設置されています。困ったとき、おかしいなと思ったときにはしっかり相談をすることも大事です。

-----  
養育費は？  
-----

子供の養育費について、例えば「子供が成年に達するまで養育費を支払う」との取決めが行われていたとします。成年年齢が引き下げられた後、このような取決めはどうなるのでしょうか。取決めが行われた時点の成年年齢が20歳だとしたら、成年年齢が引き下げられたとしても、従前どおり子供が20歳になるまで養育費の支払義務を負うことになると考えられます。

また、養育費は、子供が未成熟であって経済的に自立することを期待することができない場合に支払われるものなので、子供が成年に達したとしても経済的に自立していない場合には、養育費の支払義務を負うこととなります。このため、成年年齢が引き下げられたからといって、養育費の支払期間が「子供が18歳に達するまで」ということになるわけではありません。例えば、子供が大学に進学している場合には、大学を卒業するまで養育費の支払義務を負うことも多いと考えられます。

今後、新たに養育費に関する取決めをする場合には、「(大学を卒業する)22歳の3月まで」といった形で、明確に支払期間の終期を定めることが望ましいと考えられます。

●-----○---□-----□---○-----●

知ってトクする最新データ

「2022年は良い年になる」と思う人は4割  
～CCCマーケティングカンパニー調査より～

●-----○---□-----□---○-----●

CCCマーケティング株式会社は、18～69歳の男女1,502名に、インターネット上で『2021年に関するアンケート調査』を昨年末に実施しました。

それによると、2021年を振り返って、一年間に対する満足度は、「とても満足している」「まあまあ満足をしている」の合計は52.5%となり、コロナ禍が依然として続いているものの、半数近くの人にとって2021年は満足した一年であることが分かりました。

また、2022年は良い年になると思うかを聞いたところ、「なると思う」が41.0%、「ならないと思う」が14.8%、「分からない」が44.1%となり、4割が2022年に対して希望を抱いていることが分かりました。年代別にみると、年齢が若くなるほど2022年への希望が高まり、10～20代では5割、30～40代で4割、50～60代で3割という結果となりました。

2022年に新しくチャレンジをしたいことを自由回答で聞いたところ、609名が回答し、2022年にチャレンジをしたいことがある人は半数近くいることが分かりました。

この回答結果は

- 1位「勉強」
- 2位「仕事・アルバイト」
- 3位「トレーニング・筋トレ・スポーツ」
- 4位「旅行」
- 5位「ダイエット」

となり、上位2つに自己研鑽やステップアップに向けたものが挙げられました。

また“おうち時間”が増えたことによる運動不足を解消するような「トレーニング・筋トレ・スポーツ」「ダイエット」が引き続き人気があり、コロナが落ち着いた後への期待として、ここ数年なかなかできなかった「旅行」が上位にランクイン。2022年は一歩前に足を踏み出そうと思っている人が多い傾向であることが分かりました。

以上